【規程番号　神女大Ⅳ－004】

神戸女子大学学部長候補者及び研究科長候補者選考規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長規程第４条及び第７条の規定に基づき、学長が各学部の学部長及び各研究科の研究科長（以下「学部長等」という。）を任命するに際して、学部長候補者及び研究科長候補者（以下「学部長等候補者」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

（選　考）

第２条　学部長等候補者の選考は、学長自ら行うことを基本とする。

２　学長が必要と認めた場合には、各学部教授会及び各研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を参考とするため教授会等に対し、学部長等候補者に関する意向投票を依頼することができる。

（選考事由及び時期）

第３条　学部長等候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当したときに行う。

(1) 学部長等の任期が満了するとき。

(2) 学部長等の辞任の申出を学長が承認したとき。

(3) 学部長等が欠員になったとき。

２　選考は、前項第１号に該当する場合には任期満了の日の２か月前までに、また、前項第２号又は第３号に該当する場合には速やかに行うものとする。

（意向投票の方法等）

第４条　第２条の意向投票は、定足数を満たす教授会等において行う。

２　意向投票について、被意向投票人は教授会等の構成員の教授で、意向投票を行う年度末に満68歳以下の者とし、意向投票人は教授会等の構成員の教授、准教授、助教及び講師とする。

３　意向投票は、前項に規定する被意向投票人全員を対象に、単記無記名投票により行い、その結果を学長に報告する。なお、教授会等に対しては、複数票を獲得した者の氏名のみを公表する。

４　意向投票の実施に関して必要な事項は、部局長等会議の意見を聴き、学長が定める。

（兼　務）

第５条　学長は、研究科の研究科長とその基礎となる学部の学部長を兼務させる場合には、第２条の規定に基づき学部長等候補者を選考するものとする。

２　学部長等候補者に関する意向投票を行う場合、基礎となる学部の教授会において第４条の規定に基づき行うものとする。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（その他）

2　平成 16 年 12 月 9 日制定の神戸女子大学学部長候補者選考内規は、平成 30 年 3 月 31 日付で廃止する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 10 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。